

## 前橋市公民館条例等の改正について（議案第47号）

生涯学習課

### 1 改正の理由

- (1) 永明公民館等を設置している土地の分筆登記に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。
- (2) (1)の改正に併せ、関係する他の施設の位置を見直す。

### 2 内容

- (1) 永明公民館、永明市民サービスセンター及び前橋市立図書館永明分館の位置を「前橋市上大島町930番地1」に改める。（前橋市公民館条例、前橋市支所及び出張所設置条例、前橋市立図書館設置条例関係）
- (2) 関係する他の施設の位置を次のように改める。

施設名称	改正案	関係条例
清里公民館	前橋市青梨子町339番地1	前橋市公民館 条例
城南公民館	前橋市二之宮町1320番地1	
城南支所	前橋市二之宮町1320番地1	前橋市支所及 び出張所設置 条例
大胡支所	前橋市堀越町1115番地1	
清里市民サービスセンター	前橋市青梨子町339番地1	
前橋市民文化会館大胡分館	前橋市大胡町15番地1	前橋市民文化 会館に関する 条例
前橋市立図書館清里分館	前橋市青梨子町339番地1	前橋市立図書 館設置条例
前橋市立図書館城南分館	前橋市二之宮町1320番地1	
前橋市立図書館大胡分館	前橋市大胡町15番地1	

### 3 施行期日

公布の日